

第14章 旅行キャンセル費用保障条項

(旅行キャンセル費用共済金の支払事由)

第68条本会は、被共済者が次のいずれかに該当したことにより、旅行について出国を中止した場合に、共済契約者、被共済者またはこれらの法定相続人が負担した費用を、旅行キャンセル費用共済金としてその費用負担者に支払います。ただし、旅行開始後に発生したものを除きます。

- (1) 被共済者または被共済者の配偶者もしくは親族（2親等以内）の同行予約者が、旅行申し込み後に、妊娠が発覚した場合。
- (2) 被共済者または被共済者の配偶者もしくは親族（3親等以内）が死亡した場合または危篤となった場合。ただし、旅行出発日前7日以内に発生した場合に限ります。
- (3) 被共済者または被共済者の配偶者もしくは親族（2親等以内）が、旅行申し込み後に、ケガや病気で継続して3日以上入院を開始した場合。ただし、旅行出発日前7日以内に発生した場合に限ります。
- (4) 被共済者または被共済者の配偶者もしくは親族（2親等以内）の同行予約者が、旅行申し込み後に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定められた次の感染症で治療を受け、治療開始後3日以内に本会に通知した場合。ただし、旅行出発日前7日以内に発病し、治療を開始した場合に限ります。
 - (ア) 第1類～5類感染症
 - (イ) 新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症COVID-19は除く）
 - (ウ) 指定感染症
- (5) 被共済者または被共済者の配偶者もしくは親族（2親等以内）の同行予約者が、航空機で出国するために、搭乗日または搭乗日前日に、国内線航空機、電車、高速バス、連絡船等の交通機関により空港へ向かうときに、2時間以上遅延やまたは欠航、運休した場合。
- (6) 被共済者または被共済者の配偶者もしくは親族（2親等以内）の同行予約者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次に掲げる事由のいずれかによって損害を受け、その損害の額が100万円以上となった場合。ただし、旅行出発日前7日以内に発生した場合に限ります。
 - (ア) 火災、落雷、破裂または爆発
 - (イ) 風災、水災、ひょう災、雪災または本会が認める自然災害
 - (ウ) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- (7) 渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生し、本会が妥当と認めた場合。
 - (ア) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (イ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはテロ行為
 - (ウ) 運送・宿泊機関等の事故または火災
 - (エ) 渡航先に対する退避勧告等（日本国政府が発出する危険情報「レベル4（退避勧告）」または「レベル3（渡航中止勧告）」をいいます。）の発出
- (8) 被共済者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられ、本会が妥当と認めた場合。

(旅行キャンセル費用の範囲)

第69条本会は、被共済者が、出国を中止したことにより、共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を支払います。この費用には、今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受ける額を除きます。ただし、いずれも被共済者の分に限られ、旅行キャンセル費用共済金額を限度に支払います。

- (1) 取消料、違約料等の名目で旅行業者に支払った費用。
- (2) 渡航手続費として支払った費用（出国中止した後に使用できるものに対する費用を除きます。）。

(旅行キャンセル費用の始期および終期)

第70条旅行キャンセル費用における責任期間は、第5条（共済期間および責任期間）の規定にかかわらず、共済加入証書に記載の契約日の翌日の午前0時に始まり、出国した時または共済期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。

(旅行キャンセル費用共済金を支払わない場合)

第71条本会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、旅行キャンセル費用共済金を支払いません。

- (1) 第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第1項第(1)号から第(4)号または第(8)号から第(11)号のいずれかの事由によるとき。
- (2) 本会は、被共済者または被共済者の配偶者もしくは親族が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚症状所見のないものによって第68条（旅行キャンセル費用共済金の支払事由）第1項第3号に該当したことにより共済契約者、被共済者、またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行キャンセル費用共済金は支払いません。

（旅行キャンセル費用共済掛金の返戻）

第72条本会は、第15条（共済契約の無効）、第16条（共済契約の失効）、第18条（共済契約の解除）の規定にかかわらず、次のいずれか該当する場合は、既に払い込まれた旅行キャンセル費用共済保障にかかる共済掛金は返戻しません。

- (1) 本会が、第7条（告知義務）第1項の規定により、共済契約を解除した場合
- (2) 第16条（共済契約の失効）の規定により、共済契約が失効した場合